

# 除雪作業報償金の申請手続きについて

## 1 団体登録申請書の提出について（申請者で行う事務）

記載例を参考に「第1号様式 団体登録申請書」と「除雪作業を実施する路線位置図」を作成し、市（雪対策室または13区の総合事務所）に提出してください。

### 留意事項

- 申請書の提出期限はありませんが、登録決定日以降の除雪作業が報償金の対象となります。
- 対象路線は、除雪路線に指定していない市道で、住居があり、日々除雪作業を行う必要のある路線です。
- 申請は町内会で取りまとめていただき、町内会として申請するようお願いいたします。
- 申請内容に変更がなければ、翌年度以降は提出する必要はありません。ただし、申請内容に変更が生じた場合は「第3号様式 団体登録変更申請書」を作成し、市に提出してください。

## 2 団体登録決定（却下）通知書の送付について（市で行う事務）

提出された申請書について市で審査を行った後、「第2号様式 団体登録決定（却下）通知書」を、申請者へ送付します。

### 留意事項

- 登録決定日以降の除雪作業が報償金の対象となります。
- 登録決定通知書は、紛失しないよう大事に保管ください。

## 3 除雪作業の実施について（申請者で行う作業）

除雪作業日報の記載例を参考に、除雪作業実施日等を記録するとともに、除雪作業状況の写真を撮影してください。（写真の撮影方法は裏面）  
報償金支給申請書の添付書類となります。

## 4 除雪作業上限回数決定通知書の送付について（市で行う事務）

各地区の除雪事業者が出動した回数を除雪作業の上限回数とし、「除雪作業上限回数決定通知書」を、申請者へ送付します。

### 留意事項

- 対象期間(3/15まで)経過後、速やかに送付いたします。

裏面へ続く

## 5 報償金支給申請書の提出について（申請者で行う事務）

除雪作業上限回数決定通知書受け取り後、記載例を参考に「第4号様式 報償金支給申請書」を作成し、必要な書類を添えて、市に提出してください。

### 留意事項

- 除雪作業の実施回数は、申請者が実施した回数または、市で送付した「除雪作業上限回数決定通知書」のいずれか少ない回数で、申請書を作成ください。
- 報償金額の合計に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が報償金支給決定額となります。
- 支給申請書は、「除雪作業上限回数決定通知書」を受理後、速やかに提出してください。
- 添付書類

除雪作業の日報	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施日、実施路線、実施回数などを、記載例を参考に作成してください。</li><li>・消雪パイプ等の消雪施設については、日報への記載は不用とします。</li></ul>
除雪作業状況の写真	<ul style="list-style-type: none"><li>・除雪実施路線番号ごとに除雪方法別で、写真を最低1組（除雪機で1組、消雪パイプで1組など）作成してください。</li><li>・除雪機械の写真は、作業前、作業中、作業後を1組とします。</li><li>・消雪パイプ等消雪施設の写真は、設置状況、散水状況を1組とします。</li><li>・A4サイズの紙に、数枚貼付け提出してください。</li></ul>

## 6 報償金支給決定（却下）通知書の送付について（市で行う事務）

提出された支給申請書について市で審査を行った後、「第5号様式 報償金支給決定（却下）通知書」を、申請者へ送付します。

## 7 請求書の提出について（申請者で行う事務）

送付された「報償金支給決定通知書」を確認していただき、市に請求書を提出してください。

### 留意事項

- 請求書は、遅くとも3月31日までに提出してください。

## 8 報償金の支払いについて（市で行う事務）

提出された請求を確認し、申請者の指定した口座に報償金を振込みます。